

萩市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1 本制度は、住民票等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的として
います。登録者の氏名が記載された「住民票の写し等※」を「本人等※」以外の「第三者※」に交付し
た場合に、後日その事実を通知します。

※「住民票の写し等」とは ・住民票(除票)の写し ・住民票記載事項証明書 ・戸籍の附票の写し
・戸籍謄抄本 ・除籍(改製原)謄抄本 ・戸籍記載事項証明

※「本人等」とは 【住民票関係】 本人・本人と同一の世帯に属する者
【戸籍関係】 本人・本人の配偶者・直系尊属又は直系卑属

※「第三者」とは 「本人等」以外の者(国または地方公共団体の機関は除く)

2 通知の対象とならない請求

- (1) 本人・同一世帯員からの住民票の写しの請求
- (2) 本人・本人の配偶者・同じ戸籍に記載されている人・本人の直系尊属又は直系卑属からの戸籍請求
- (3) 国や地方公共団体からの請求
- (4) 証明書自動交付機での請求
- (5) 裁判・訴訟・紛争処理手続きなど密行性のある業務を理由とした請求

3 交付通知書では、次の事項をお知らせします。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 交付請求者の種別 ・本人の代理人 ・本人の代理人以外の者(個人・司法書士・弁護士等)

※具体的な請求理由を知りたい場合は、萩市個人情報保護条例第13条の規定に基づき、
開示請求をすることができますが、交付請求者の個人を特定する住所・氏名は開示できません。

4 登録を希望する者が疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理
人により登録の申請をすることができます。

5 郵便又は信書便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

- (1) 疾病等により直接申請をすることができない場合
- (2) 遠隔地等の理由により直接窓口申請をすることができない場合

6 転居等の住所異動や、婚姻等の戸籍の届出により、登録事項に変更が生じたときは、「萩市本人通知
登録変更届出書」の提出が必要になります。届出書の提出がない場合は、変更後の住民票や戸籍は通知
の対象にはなりませんので、ご注意ください。

7 下記の事項に該当する場合、登録を廃止します。

- (1) 登録を廃止する旨の届出があったとき
- (2) 登録者が死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 登録者居所不明等により住民票が消除されたとき
- (4) 国外へ転出したとき
- (5) 登録された住所に送付した通知が返戻されたとき

〒758-8555 萩市江向 510
萩市役所 市民課
☎ 0838-25-3400

別記第1号様式(第4条関係)

萩市本人通知登録申請書

年 月 日 申請

(申請先) 萩市長

萩市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、左記の
内容に同意のうえ、次のとおり登録を申請します。

登 録 者	氏 名	ふりがな ----- Ⓜ
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	連絡先	自宅・携帯 ()
	住 所	〒
本 籍		筆頭者

申 請 者	1 本 人 2 代 理 人
-------	------------------------------------

代理人が申請をする場合は、次の欄にも記入してください。

代理人区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 任意代理人
代理人氏名	ふりがな ----- Ⓜ
住 所	〒
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
連絡先	自宅・携帯 () -

注1 太枠内各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注2 次の書類を提出又は提示してください。

- (1) 登録者及び代理人の本人確認書類(運転免許証、パスポート等)
- (2) 法定代理人であるときは、その資格を証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明等)
- (3) 任意代理人であるときは、登録者の自署による委任状

次の欄は、記入しないでください。

受 付	審 査	入 力	確 認	本人等の確認書類		備 考
				<input type="checkbox"/> 本 人	免許証・パスポート・カード	
				<input type="checkbox"/> 法定・任意代理人	その他 ()	